

## 食材王国みやぎホームページ「みやぎ生産者ガイド」掲載要綱

### (目的)

第1 この要綱は、食材王国みやぎホームページ「みやぎ生産者ガイド」(以下「みやぎ生産者ガイド」という。)への生産者情報等の掲載に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (掲載の基準)

第2 みやぎ生産者ガイドに掲載する生産者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 県内で農林畜水産物を生産する団体又は個人であること
- (2) 飲食店等と直接取引できる体制が整っていること

### (掲載の申し込み)

第3 みやぎ生産者ガイドへの掲載を希望する者は、食材王国みやぎホームページ「みやぎ生産者ガイド」掲載申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)により、県に申請するものとする。

### (審査及び決定)

第4 県は、申請書を受理したときは、この要綱の定めるところにより、みやぎ生産者ガイドへの掲載の可否を決定し、食材王国みやぎホームページ「みやぎ生産者ガイド」掲載決定通知書(別記様式第2号。以下「決定通知書」という。)により、第3の申請をした者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。

### (食材・商品エントリーシートの作成及び提出)

第5 申請者は、食材・商品エントリーシート(別記様式第3号から7号。「以下「エントリーシート」という。)」を作成し、「決定通知書」で指定された日までに、県に提出するものとする。

- 2 県は、第1項の規定により提出されたエントリーシートの内容が第2の基準に反すると判断した場合は、申請者に対して修正等を指示することができる。
- 3 申請者は、県から前項の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

### (みやぎ生産者ガイドへの掲載)

第6 県は、第5により提出された食材・商品エントリーシートを、原則として、掲載開始日の午前9時から正午までの間に掲載するものとする。

### (掲載内容の変更)

第7 みやぎ生産者ガイドに掲載された者(以下「掲載者」という。)は、みやぎ生産者ガイドの掲載内容について変更が生じた場合には、速やかに、食材王国みやぎホームページ「みやぎ生産者ガイド」掲載内容変更届出書(別記様式第8号。以下「変更届出書」という。)を県に提出しなければならない。

### (掲載の取消し)

第8 県は、掲載者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、直ちにみやぎ生産者ガイドの掲載を取り消すことができる。

- (1) 法令等に違反したとき
- (2) 廃業したとき
- (3) みやぎ生産者ガイドの利用者の信頼又は県産食材のイメージを著しく失墜させる行為があったとき
- (4) 第2に定める基準に該当しないと判断される時
- (5) みやぎ生産者ガイドに掲載する生産者、第一次産品として相応しくないと判断される時

### (掲載の取下げ)

第9 掲載者は、自己の都合により、みやぎ生産者ガイドの掲載を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により掲載を取り下げるときは、食材王国みやぎホームページ「みやぎ生産者ガイド」掲載取下届(別記様式第9号)を県に提出しなければならない。

### 附 則

この要綱は、平成30年1月12日から施行する。